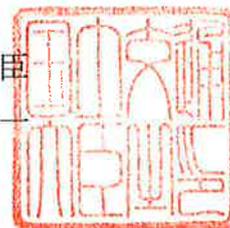


国海員第230号  
平成28年11月17日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣  
石井 啓一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第261号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
北星海運株式会社	東京都中央区京橋一丁目1番5号
株式会社海	東京都千代田区岩本町三丁目4番1号